回覧 北海道特定不妊治療費助成事業のご案内（H26. 4～）

北海道では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施しています。

対象となる治療

- 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）が対象となります。
  ＊医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。
- なお、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象となりません。

対象者

- 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けている方のうち、次の１から４までのすべての要件に当てはまる方です。
- ただし、同一の治療に関して他の都府県や政令指定都市、中核市から、同等の給付を受けた方又は受ける見込みの方は除きます。
  1　夫婦のいずれか一方が道内に住所を有すること。（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）
  2　法律上の婚姻をしていること。
  3　知事が指定した医療機関で治療したこと。
  4　夫婦の前年の所得（合計額）が**７３０万円未満**であること※。**（いわゆる税引前の収入のことではありません。）**

※　一人分の所得＝
総収入金額から税法上の必要経費を引いた額（控除後の額）－80,000 円（一律）－諸控除
諸控除は、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額（普通）、障害者控除額（特別）、勤労学生控除額の合算

助成の内容（額及び回数等）**～平成26年度から年齢により助成回数に一部変更があります～**

- **【助成額】**採卵を伴う治療は１回につき**１５万円**、以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合は１回につき**７万５千円**までを上限額とし、１回の治療に要した費用が上限額に満たないときは、その治療に要した額となります。
- **【助成回数等】申請１年度目は年３回、２年度目以後は年２回を限度に、通算５年間（通算１０回まで）**助成します。なお、平成２６年４月１日以降、新たに助成制度を利用される方のうち、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が４０歳未満の場合は、年間助成回数と通算助成期間の限度が廃止され、通算助成回数が６回までとなります。
  ＊「年齢」は、「1回の治療」の開始時点（採卵準備のための投薬開始日等）で判断します。
  ＊「同一年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間です。
  ＊「1 回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精 1 回に至る治療の過程を指します。
  また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた授精胚による凍結胚移植も 1 回とみなします。
- 保険適応されている治療は該当しません。

◎　平成２８年４月１日から、次のとおり対象範囲、助成回数が変わります。
- 妻の年齢が４３歳以上の場合、助成対象外となります。
- 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が４０歳以上４３歳未満の場合、通算 3 回までとなります。
- 年間助成回数と通算助成期間について見直されます。（平成 28 年 3 月 31 日までは、４０歳以上の方も従来どおり助成）

助成の手続き

○　申請は治療が終了した年度内に、居住地を所管する総合振興局・振興局保健福祉部保健行政室・地域保健室（道立保健所）に、原則として１回の治療の終了毎にその治療が終了した日の翌日から６０日以内に申請して下さい。（平成２６年度の申請期限は平成２７年３月31日までです。）※書類の準備に時間を要するなど特別な事情があり、年度内に申請できない場合には、平成２７年５月末日まで申請できますが、この場合は平成２７年度の１回目となります。

【申請に必要な書類】

1　**特定不妊治療費助成事業申請書**

2　**特定不妊治療費助成事業受診等証明書**

3　**住民票**（世帯全員分（記載事項の省略していない発行日から３ケ月以内もの。））

4　**ご夫婦の前年の所得額を証明する書類**（原本を持参してください。）
（所得が０円の場合でもご夫婦ともに必要です。）
市町村長の発行する所得証明書、課税証明書、住民税額決定通知書等の所得額及び控除額のわかるもの（源泉徴収票は認められません。）
※ただし、１月から ５月の間に行う申請の場合は、前々年の対象額。
（例えば、平成２６年５月に申請する場合は、平成２４年の所得を証明するものになります。）
※証明書の発行に要した費用は助成の対象となりません。

5　**治療に係る領収書**（原本を持参してください。）

□１と２の書類は、道立保健所、指定医療機関にあります。子ども未来推進局のＨＰからも印刷できます。

□申請は、窓口へ直接持参。郵送も結構です。

□同一年度内において２回目以降の助成を受けようとする方は、左記の３、４の書類については、前回申請時に提出したものと同じ場合は、添付を省略することができます。

♪　詳細は、お近くの道立保健所又は北海道保健福祉部子ども未来推進局子育て支援グループ（電話 011-231-4111　内線 25-770）までお問い合わせ願います。

【申請窓口】　道立保健所の管轄市町村

総合振興局・振興局		保健所名	所在地	電話番号	保健所所管区域
後志総合振興局 保健環境部	保健行政室	倶知安保健所	044-0001 倶知安町北１条東２丁目 後志合同庁舎内	0136-23-1952	小樽市　島牧村　寿都町　黒松内町 蘭越町　ニセコ町 真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町 積丹町　古平町　仁木町　余市町 赤井川村
	岩内 地域保健室	岩内保健所	045-0022 岩内郡岩内町字清住 252 番地	0135-62-1537	共和町　岩内町　泊村　神恵内村

◇北海道では不妊・不育症（反復・習慣流産）に関わるご相談をお受けしています。

お気軽にご利用下さい。

○不妊専門相談センター：予約制。旭川医科大学の不妊治療専門医師が担当します。

◆相談窓口：旭川医科大学病院産婦人科（旭川市緑が丘東２条１丁目１番１号）電話番号：０１６６－６８－２５６８

◆専門相談日：毎週火曜日　１１：００～１６：００　※予約受付は月～金（１０：００～１６：００）

○道立保健所において、保健師が妊娠、不妊など女性の健康に関する相談をお受けしています。